

# 平成4年度保健医療・福祉マンパワー対策大綱

平成3年8月

厚生省

高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の推進，医療の高度化，専門化等に対応するためには，保健医療・福祉に携わる人材を確保し，その資質の向上を図ることが極めて重要となっており，特に看護職員，社会福祉施設職員及びホームヘルパーの確保等は，緊急を要する課題となっている。

このため，厚生省としては，各職種の特性を踏まえ，平成4年度において次のような対策を講じるとともに，これらの施策を強力に推進するため，次期通常国会に，看護職員の人材確保を図るための法律案及び社会福祉施設職員・ホームヘルパーの人材確保等を図るための法律案を提出する。

## 看護職員

### 1. 勤務条件等の改善

（基本方針）

「夜勤回数の平均月8回以下」，「完全週休2日制」を目指し，勤務条件の改善を進めるとともに，福利厚生面の充実を図る。

（具体的施策）

看護職員の福利厚生面の充実を図るため，院内保育施設について，運営費補助金の増額を図るとともに，融資制度の充実を図る。また，宿舎について，融資制度の充実を図る。併せて，これらの施設について固定資産税の軽減措置等を講ずる。

< 院内保育施設運営費補助金1,022百万円  
1,401百万円 >

（予算，社会福祉・医療事業団融資，税制）

看護業務の負担軽減を図るため，看護業務改善事業を行うとともに，「看護業務検討会」における検討を進める。（予算）

看護職員の勤務条件を改善するため，医療機

関等への省力化機器の導入を促進することと

し，看護業務省力化機器について，融資制度の充実を図るとともに税制上の改善を行う。

（社会福祉・医療事業団融資，税制）

社会保険診療報酬の改定を行う場合には，看護職員の勤務条件の改善に配慮する。

医療職俸給表（三）の給与水準の引上げ等を図る。（平成3年人事院勧告）

国立病院・療養所において，平成4年度のできるだけ早い時期に週休2日制を導入するよう努める。

### 2. 養成力の強化

（基本方針）

看護職員養成の充実強化を図る。また，養成施設の教員の資質の向上等を図る。

（具体的施策）

看護職員養成施設の設置促進を図るため，施設整備費補助金の増額を図るとともに，大型養

成所に対する運営費補助の強化等運営費補助の充実強化を図る。また併せて税制上の措置を講ずる。

<運営費補助金：6,200百万円 7,773百万円，施設整備費補助金：4,480百万円（生活関連重点化枠で要望）>（予算，税制）

看護職員等養成施設の教員の資質の向上を図るため，教育指導者の養成機関の設立について検討調査する。（予算）

看護職員を日指す学生の修学を容易にするため，修学資金の充実を図る。

<1,315百万円 1,796百万円>（予算）

准看護婦の進学の道を拡大するため，「看護婦2年課程検討会」を設置し検討を行う。（予算）

### 3. 就業の促進

（基本方針）

「都道府県ナースセンター」（仮称）を創設し，再就業・訪問看護等の促進を図る。

（具体的施策）

各都道府県の「ナースバンク」を抜本的に改

組して「都道府県ナースセンター」（他称）を設置し，再就業を促進するための情報提供・あつせん機能及び再教育の充実強化を図るとともに，訪問看護の研修・相談を行い訪問看護を推進する。<309百万円 715百万円>（予算）

潜在看護職員の活用のため，非課税限度額を引き上げる。（税制）

### 4. 社会的評価の向上

（基本方針）

広く国民が看護の重要性についての認識を一層深め，看護職員自身も一層の誇りを持てるよう，様々な機会を通じて社会的評価の向上に努める。

（具体的施策）

「都道府県ナースセンター」（仮称）において一日看護婦体験等看護のPR事業を実施する。

（予算）

広く国民に看護の重要性について認識を深めてもらうために看護フォーラムを開催する。（予算）

## 社会福祉施設職員

### 1. 勤務条件等の改善

（基本方針）

「週休2日制に向けての時間短縮」，「夜間勤務の軽減」等の勤務条件の改善及び福利厚生面の充実を図る。

（具体的施策）

勤務条件の改善を図るため，週休2日制に向けて時短を推進するとともに，夜間宿直勤務の軽減を図る。<週43.5時間 週42時間，宿直非常勤職員の確保>（予算）

福利厚生面の充実を図るため，措置費にレクリエーション経費を算入する。

<0百万円 313百万円>（予算）

常勤的非常勤職員についても福利厚生の充実及び年休の拡大を図る。

<福利厚生の充実 0百万円 101百万円，年休の拡大10日 11日>（予算）

社会福祉施設職員等の福利厚生に係る共同事業を推進する。

国の社会福祉施設の職員について，その業務に見合った福祉職俸給表の創設を要望する。

### 2. 養成力の強化

（基本方針）

社会福祉士・介護福祉士の養成力の拡充強化を図る。

（具体的施策）

社会福祉士・介護福祉士養成施設の整備を促進するため，養成施設を新たに整備費補助の対象に加えるとともに，融資制度の充実並びに指定寄付金制度及び固定資産税等の非課税措置の創設を図る。（予算，社会福祉・医療事業団融資，税制）

介護福祉士養成施設の養成力の拡充強化を図

- |  |   |
|--|---|
| <p>るため、教員養成等の充実を図る。(予算)</p> <p>3. 就業の促進<br/>(基本方針)<br/>「福祉人材情報センター」及び「福祉人材バンク」</p> | <p>における研修・情報提供、あっせん推進・拡充する。</p> <p>(具体的施策)<br/>福祉人材情報センターの拡充を図る。&lt;15か所 35か所&gt;(予算)</p> |
|--|---|

### ホームヘルパー

- |  |  |
|--|--|
| <p>1. 勤務条件等の改善<br/>(基本方針)<br/>勤務実態に応じた給与体系を確立するため、手当額を抜本的に見直すとともに、福利厚生面の充実を図る。</p> <p>(具体的施策)<br/>常勤ヘルパーについて、期末勤勉手当、社会保険料等を算入し、勤務の実態を反映した手当額とする。(予算)<br/>&lt;253万円(介護型) 376万円&gt;<br/>非常勤ヘルパーについて、手当額の改善を図る。(予算)</p> <p>&lt;介護型 1,240円 1,400円(時間給)&gt;<br/>家事型 830円 930円<br/>「チーム方式」のチーフヘルパーについて、主任ヘルパー業務加算を行う。(予算)<br/>ホームヘルパーに対し退職手当制度を導入することとし、社会福祉施設職員退職手当共済制度を見直す。</p> <p>2. 業務運営方式の改善<br/>(基本方針)</p> | <p>ホームヘルパーの能力を十分に活用し、効率的な業務運営を実現する。</p> <p>(具体的施策)<br/>効果的なホームヘルプサービスを実施するため、「チーム方式」を拡充する。<br/>&lt;500チーム 1,500チーム&gt;(予算)<br/>活動の促進を図るため、活動費の改善を図る。<br/>&lt;6万円 7万2千円&gt;(予算)<br/>「チーム方式」に活動用車両を新たに配備し、機動力の強化を図る。&lt;500台&gt;(予算)</p> <p>3. 就業の促進<br/>(基本方針)<br/>質の高いホームヘルパーの確保を進める。</p> <p>(具体的施策)<br/>平成3年度に導入した段階的研修システムの拡充を図る。&lt;11,000人 14,000人&gt;(予算)<br/>ホームヘルパーの人材確保のために市町村が行うマンパワー掘起し事業等を支援する「在宅福祉サービス推進等事業」の拡充を図る。&lt;10億円 15億円&gt;(予算)</p> |
|--|--|

### 国民の介護基盤の強化

- |  |  |
|--|--|
| <p>1. 国民皆参加の促進<br/>(基本方針)<br/>家庭及び地域における介護機能の向上を図るため、ボランティア活動の推進等により国民の幅広い参加を求める。</p> <p>(具体的施策)</p> | <p>都道府県に「ケア実習・普及センター」(仮称)を新たに設置し、地域住民への介護技術の普及、介護用品についての展示・相談指導を行う。&lt;都道府県・地域レベルに各7か所&gt;(予算)<br/>全国ボランティアフェスティバルを開催するとともに、企業ボランティアの啓発普及等を図る。</p> |
|--|--|

る。 <0百万円 72百万円> (予算)

ボランティア活動の基盤づくりを推進するため、「学童・生徒のボランティア活動普及事業」及び「ボラントピア事業」を推進する。(予算)

地域におけるボランティアを活用した総合的福祉活動の展開を図るため、「ふれあいのまちづくり事業」を推進する。(予算)

## 2. 福祉機器・省力化機器の開発・普及の促進等 (基本方針)

国民の自立自助を促進するとともに、看護・介護業務の負担軽減を図るため、福祉機器・省力化機器の開発・普及を進める。併せて、保健医療・福祉サービスを効率的に利用できるようにするため、住宅等の構造、設備を高齢者、障害者等に十分配慮したものとしていく。

### (具体的施策)

研究開発を効果的かつ計画的に推進するため、介護機器ニーズ調査を実施するとともに、産学官及びユーザーからなる「介護機器等研究開発推進会議」(仮称)を設置し、介護機器等研究開発指針の策定等を行う。(予算)

優良な福祉機器の開発、普及を推進するため、メーカーが行う開発を助成するとともに、福祉機器(車イス等)の試験評価基準を作成

する。(予算)

都道府県に「ケア実習・普及センター」(仮称)を新たに設置し、福祉機器についての展示・相談指導を行い、その普及を図る。<都道府県に7か所>(予算)

寝たきりやひとり暮らしの高齢者等の自立自助を促進するため、車イス等の日常生活用具を給付又は貸与する事業の充実を図る。(予算)

社会福祉施設における業務省力化のための設備整備を推進する。

<1施設当たり補助基準限度額：500万円 700万円>(予算)

看護業務の省力化機器の医療機関等への導入を促進するため、特別償却制度の創設等を行う。(社会福祉・医療事業団融資、税制)

大型福祉機器の購入等高齢者の介護に要する費用の貸付制度を創設する。

### (年金福祉事業団融資)

在宅介護が必要な高齢者等の住環境を整備し、在宅介護の促進に資するため、住宅改良、新設に対する割増貸付額の引上げを行う。また、心身障害者が同居している場合の住宅融資の割増貸付額の引上げを行う。(年金福祉事業団融資)